

議案第135号

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第3条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

(太字は改正)

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例（抄）

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第3条 第1条の基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業**並びに特定子ども・子育て支援施設等**の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）（附則第4条を除く。）に定めるところによる。